

水道料金算定の仕組み

水道料金算定の原則

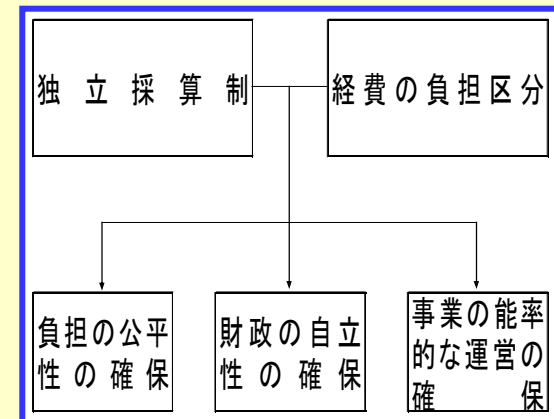
独立採算の原則

① 独立採算の原則

地方公営企業法第17条の2第2項「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計により負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。**」

② 経費の負担区分（独立採算の例外）

⇒ 消火栓設置にかかる費用など



水道料金決定の原則

地方公営企業法【第21条第2項】

前項の料金は、**公正妥当**なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない。

水道法第14条第2項

厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし**公正妥当**なものであること。

料金が、**定率又は定額をもって明確**に定められていること。

特定の者に対して**不当な差別的取扱いをするものでない**こと。

~~差別的取扱い~~

公正妥当

明確に

料金

適正な原価

健全な運営
を確保

水道料金算定の手順

財政計画の策定

- ・料金算定期間の決定
- ・需給計画等の基本方針の決定
- ・財政収支の見積もり

料金水準の算定 (総括原価の算定)

- ・料金総収入額の算定
- ・関連収入の控除
- ・事業報酬の算入

料金体系の設定 (個別原価の算定)

- ・料金体系の選択
- ・原価の分解
- ・原価の配分

料金表の確定

(社)日本水道協会
「水道料金算定要領」による

財政計画の策定

計画期間

財政見込み、施設整備見込みの期間

需給計画

水源確保の見通し、水道普及計画、配水計画

施設の建設 ・改良計画

新規拡張計画、改良計画

財源計画

起債計画、国庫補助計画、一般会計収入計画、
工事負担金等の資本的収入計画

業務計画

施設の維持、その他業務の運営方式、
職員配置計画、業務委託計画 等

総括原価とは

→料金で回収すべき費用等の総額

総括原価

=

営業費用

(人件費)
(修繕費)
(減価償却費)

+

資本費用

(支払利息)
(資産維持費)

水道料金体系

水道料金体系の大別

用途別

口径別

料金区分の組立て方

二部料金制

一部料金制



基本料金 + 従量料金

従量料金の組立て方

単一型

逦増型

逦減型

用途別
二部料金制
逦増型

**秦野市の
料金体系**

総括原価の分解・振り分け

総括原価

原価の分解

需要家費

水道の使用量とは関係なく、
利用者の存在自体により必要と
される固定的経費
・量水器
・検針徴収関係費など

固定費

水道の使用とは関係なく、水道
需要の存在に伴い固定的に必要
とされる経費
・施設維持管理費の大部分
・減価償却費
・支払利息など

変動費

水道の実使用に伴い発生する
経費
・薬品費
・動力費など

準備料金

実際の使用水量とは関係なく、水道を
供給するために必要な原価として、各
利用者に賦課する定額料金

原価の配分

水量料金

実使用水量に応じて回収すべき原価と
して、給水量単位当たり賦課する料金

原価の振り分け

基本料金

従量料金

秦野市の料金表

【税抜】

用途別	基本料金 0~8m ³	従量料金					
		9~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~500m ³	501m ³ ~
家事用	400円	50円	60円	110円	175円	200円	
業務用	500円	75円		120円	175円	200円	225円
農業用	400円	50円	60円	110円	140円		
臨時用	1,300円	380円					
浴場用	基本料金 2,000円					20円	